

# 第五回

## 大津町農業委員会

令和五年十二月十日

## 第5回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金） 9:28から10:58

2. 場 所 大津町役場 3階 302AB

3. 出席農業委員（12人）

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 古庄 廣継  | 2 番 東 一夫   | 3 番 西村 千香  |
| 4 番 藤本 勝昭  | 5 番 宮崎 京子  | 6 番 宮崎 恵美  |
| 7 番 府内 公生  | 8 番 岩本 勝   | 9 番 今村 太   |
| 10 番 大村 礼美 | 11 番 荒木 博文 | 12 番 津田 恵美 |

出席農地利用最適化農業委員（5人）

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 4 番 竹中 繁継  | 6 番 吉山 一豊  | 9 番 石原 龍二   |
| 10 番 西本 和重 | 16 番 松永 富幸 | 17 番 本田 喜代治 |

4. 欠席農業委員（0人）

欠席推進委員（1人） 8 番 荒木 幸一

5. 議事日程

日程第 1 開 会

日程第 2 議事録署名委員の指名 9 番 今村 太 委員  
10 番 大村 礼美 委員

日程第 3 会期の決定について 令和5年11月10日（金）1日に決定

日程第 4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

日程第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

日程第 9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について

日程第10 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田 博隆 事務局長次長 田上 克也

7. 会議の概要 別紙のとおり

## 【令和5年11月10日 第5回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。  
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。  
只今から令和5年11月、第5回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。

9番 今村 太 委員と、10番 大村 礼美 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。11月の第5回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。11月の第5回定例総会は  
本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は1Pとなります。今回2件の申請がなされております。

3条の1、調査書は1Pをお願いいたします。

別添申請地見取図の3条について、事務局の作成ミスで入替っていますので

3条の1は3～4Pをお願いいたします。また、見開きになっておらず併せてお詫びいたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除されています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

申請地は大字灰塚地内にある農地2筆です。申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料用米の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。  
以上、事務局の説明を終わります。

会 長           説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、灰塚地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員       現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字灰塚地内の農地です。

申請の内容は、灰塚集落から北へ約300mの田2筆、合計6,384㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲渡人は町内在住で、町内に所有する農地は申請地2筆となっています。令和3年に相続しましたが、管理が困難なため町内在住の兼業農家へ売買するものです。

譲受人は飼料用米の栽培を行う予定で、農業機械も保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長           担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
灰塚地区担当は西本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見       特にございません。

会 長           それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の2、調査書は2P、申請地見取図は1～2Pをお願いいたします。

申請地は大字新地内にある農地です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

牧草の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、新地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字新地内の農地です。

申請の内容は、大津中学校から南へ約300mの住宅地に隣接する田2筆、合計4,851㎡について売買による所有権の移転を行うものです。

譲渡人は町内在住で、令和4年に遺贈（遺言による譲り受け）により申請地を取得しましたが、管理が困難なため町内在住の兼業農家へ売買するものです。

譲受人は、令和3年度に3条申請により3件10筆の田を取得し、令和4年度に2件3筆の畑を取得しています。調査書の第1号の「全部効率利用」要件を満たしているかを確認するために、取得した農地の耕作状況の提出を求めたところ、田は飼料用米を栽培し、畑は農地を嵩上げする「農地改良届」が提出されており、報告書と現況写真の提出がなされています。

譲受人は牧草の栽培を行う予定です。家畜を飼育していない者が牧草の申請が可能なのかという点について、事務局から県農業会議に確認させたところ、畜産農家との牧草についての売買契約書があれば申請可能との回答があり、添付書類として契約書の写しが提出されています。以上のことから、農業機械も共同で保有し、労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよ

ろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
新地区担当は西本推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にございません。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 小委員会審議では、「許可相当」の意見でしたが、現地調査において進入路が狭いため、圃場へどうやってトラクターを入れるのか尋ねたところ、橋を造ってトラクターを入れるとのことでした。住宅地に囲まれ、南に傾斜する圃場であり、数年後は宅地開発が見込まれる圃場です。許可やむなしとは思いますがそのような状況です。

会 長 牧草に関する契約書の写しが提出されていましたが、畜産業の廃業を予定されている畜産農家だったため今後様子を見ていきたいと思います。現地調査でも機械が入らない状況でちょっと無理があると思いました。

大村委員 許可には無理があるのではないのでしょうか。

会 長 許可条件に3年3作の条件は付けられないのでしょうか。

事務局 3年3作の縛りは、国からの通知で根拠がないためできないといわれています。現地調査では、圃場乗り入れについては、橋（ボックス等を入れて）を作り機械を入れるとのことでした。  
牧草の契約者については、書類の補正を含め事務局で指導したいと思います。

竹中委員 進入路がないということで許可を出さなかったとしても、今後は荒地になるしかないと思います。譲渡人も高齢で管理ができないということであり、譲受人は橋を架けて牧草を栽培するということであれば許可してはどうか。荒地になることが確実な状況より良いのではないのでしょうか。

会 長 5条の転用許可申請は無理なのか。

事務局           現時点では転用の具体的な計画はなく、3条申請で具体的な事業計画書  
が添付されている状況です。

竹中委員           現地調査及び小委員会では、今までのような意見は出なかったのですか。

事務局           今回の申請については、第1号の「全部効率利用」要件を確認するために  
書類の提出を求め確認をしています。

今後も担当農業委員・推進委員と圃場管理状況の確認を実施したいと思  
います。また、牧草の契約書については、畜産を継続されている方の契約書  
の再提出を求めたいと思います。

会 長           他にご意見、ご質問等はありませんか。

本田委員           今まで出された意見を許可の条件（契約書写しの補正、進入路の確保、栽  
培状況の定期報告）として賛成します。

会 長           他にご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

それでは、許可相当に条件を付し賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手数）

全員賛成 又は 賛成多数と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局           それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は2Pをお願いいたします。今回2件の申請がなされております。  
4条の1、意見書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。  
申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある  
準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

なお、現地調査時、北側の農地について日照の質疑がありました。この件に  
ついては、申請者から日照に関する影響図を作成しが提出され、隣地の所有者

の方へも説明が行われております。夏至の時は影響なく、当時の時に半分程度日陰となるという説明を行い、所有者は納得されたという報告を受けております。以上で事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は、大字室地内で、県道大津植木線沿いの事業所の駐車場北側に位置する農地です。  
申請地周辺は、主要道に近く、賃貸住宅の需要が見込めるため、今回、共同住宅への転用申請がされました。  
申請地に隣接する事業所の駐車場は申請人本人の所有で進入路の拡幅を計画しています。北側の農地所有者には説明がしてあり、農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 事務局から説明があったとおり、所有者に対し北側の農地の積算日射量について説明がされているということなので意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 申請者とは旧知の中です。ご高齢のためご家族が管理保全程度の農地の手入れはなされており、申請については個人情報課題もありますが、大きな投資となることもあり、担当農業委員として総会において他の委員への説明責任もあることからお話を伺っています。ご家族での協議のうえでの申請と伺っているところです。

石原委員 申請における本人の意思はどのように確認していますか。

事務局      今回の申請については、本人からの委任状が提出されており、本人の意思として受理しています。

申請後に申請者が亡くなられた場合は、法定相続人の連名での申請等に変更される場合があります。

会 長      他にご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

4条の1、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局      4条の2 意見書は4 P、申請地見取図は7 P～8 Pをお願いいたします。  
申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長      説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員      現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、つつじ台団地西側で国道325号から500m入った農地です。

申請地周辺は、工場等の開発が進んでおり、今後、賃貸住宅の需要が見込めるため、今回、共同住宅への転用申請がされました。

申請地に隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長      担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございますか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、共同住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。  
議案書は3Pをお願いいたします。今回5件の申請がなされております。  
5条の1 意見書は5P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。  
申請地は大字大津地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域、第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字大津地内で、町道三吉原北出口線の美咲野交差点から西側180mの農地です。

申請の内容は、申請地は、主要道からのアクセスが良く、利便性が良い地域で、周辺には住宅や共同住宅が多く建ち並んでおり、貸駐車場としての立地条件を満たしているため、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
大津地区担当は荒木推進委員ですが本日欠席です。事務局で何が意見は預かっていますか。

事務局 荒木委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1、貸駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は駐車場への転用で賃借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」であります。代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので

私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字杉水地内で、源場交差点から約 250 m 西側の農地です。  
申請の内容は、賃借人が近接工業団地内事業所の工事関係者及び作業用車両 70 台の駐車場を探していたところ、賃貸人と話がまとまり今回の申請となりました。なお、工事現場には工事関係者はマイクロバスで送迎の予定です。  
申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

5 条の 2 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に定める「議事参与の制限」により、松永推進委員には退室をお願いします。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5 条の 2、5 条の 2、駐車場への転用での賃借権設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

松永推進委員の入室を求めます。

(松永推進委員入室)

会 長 続きまして、5 条の 3 について事務局の説明を求めます。

事務局 5 条の 3 意見書は 7 P、申請地見取図は 13 P～14 Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1 の転用目的は個人住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある「第 1 種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。  
申請地は大字杉水地内で、護川小学校南側 60 m に位置する農地です。  
申請の内容は、譲受人は町内の借家に住んでおり、住宅建設を検討していましたが、小学校も近くにあり、生活環境も整っているので、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。  
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。  
次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。  
杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 申請者は小学生のいる家庭で、小学校も近く、転用については問題はないと思います。

会 長 それでは審議に入ります。  
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。  
(質問・異議なし)  
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成と認めます。

5 条の 3、個人住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5 条の 4 について事務局の説明を求めます。

事務局 5 条の 4 意見書は 8 P、申請地見取図は 15 P～16 P をお願いいたします。  
申請地は大字陣内地内の農地です。  
1 の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

なお、譲渡人の中原敏春様は、11月6日に亡くなっていますが、相続人の確定までは補正期間となり申請は有効です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長       説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので、藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員     現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、上陣内の集落内寺院東側130mに位置する農地です。

申請の内容は、譲受人が共同住宅を建築する土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長       担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

陣内地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見     申請地の農地は2筆です。隣接の宅地は熊本地震で被災したため解体し空き地となっています。地震後は親戚の方が除草作業を行っていましたが、周りが住宅に囲まれており、農地としての活用は難しいという話を伺っています。このような経過もあり、転用については問題ないと思います。

会 長       それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可

決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書は9 P、申請地見取図は17 P～18 Pをお願いいたします。

申請地は大字大林地内の農地です。

1の転用目的は貸資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大林地区ですので、東農業委員から説明をお願いします。

東 委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字大林地内で、土木工事資材を製造・販売する事業所の西側で国道57沿いに位置する農地です。

申請の内容は、譲受人は申請地を転用後、町内の土木・建築会社に貸し出す予定です。申請地は国道57号の沿道で交通の便が良く、資材置場として利便性が良く、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

次に、最適化推進委員の意見がありましたらお願いいたします。

大林地区担当は竹中推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に問題ないと思います。

会 長 それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、貸資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号についてご説明いたします。

議案書は4～7Pとなります。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。1番から8番が再設定で、9番から10番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は55,544㎡(約5町5反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から、確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1講の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。

石原委員 岩坂に西鶴という字名が記載されていますが、室地区にもあります。同じ字名があるのですか。

職務代理 大字岩坂にもあり、大字中島にもあります。他の大字にもあります。

事務局 大字名の重複はありませんが、字名は重複する名称が多数あります。

会 長 他に、ご意見・ご質問はありませんか。  
(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書は8Pとなります。

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第4号と同様です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも大幅に期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は5,918㎡(約6反)です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・ご質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号についてご説明いたします。

議案書は9Pとなります。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第4号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は3件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、11,380㎡(約1町2反)、対価の合計は5,553,500円です。

番号1～3につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第10、その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局

・12月の現地調査及び小委員会予定について  
(案はR5.12/4(月) 午前9時00分～)

・12月の定例総会予定について  
(案はR5.12/11(月) 午前9時00分～)

上記案に決定

その他、事務局から数点の連絡事項あり。

会 長

他にありませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理

これをもちまして、令和5年11月の第5回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和5年11月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田恵美

議事録署名委員 今村太

議事録署名委員 大村礼美